

議案第79号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定
める。

令和6年12月3日提出

阿見町長 千 葉 繁

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 阿見町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年阿見町条例第1号)の一部を次の
ように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例)

第2条 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年阿見町条例第4号)の一部を次の
ように改正する。

第18条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の一部を次のように改
正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘
禁刑」に改める。

(阿見町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 阿見町土採取事業の規制に関する条例(平成22年阿見町条例第1号)の一部を次のよ
うに改正する。

第27条及び第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する
条例)

第5条 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例(平成17年阿
見町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(阿見町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 阿見町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例(平成12年阿見町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例)

第7条 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年阿見町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち有期の懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(阿見町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の阿見町職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用に

については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第11条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	

阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(罰則) 第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)</p>	<p>(罰則) 第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)</p>	

阿見町職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定に</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定に</p>	

現行	改正後	備考
<p>かかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>かかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	

阿見町土採取事業の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(罰則)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(罰則)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

阿見町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	

【刑法改正の概要及び本議案による条例改正の経緯】

○ 刑法改正の概要

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「改正刑法」という。)が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類のうち、主刑である懲役及び禁錮を統合した「拘禁刑」が創設される。この改正により、刑事施設における所定の作業を行わせることを義務としていた懲役と、受刑者の申出に応じて所定の作業を行わせることが刑事施設の長の裁量によって認められていた禁錮の区別がなくなり、更生改善を目的とした作業を行わせ、指導等を行う拘禁刑として整理された。

その他、改正刑法による改正には、執行猶予制度の拡充、侮辱罪に対する法定刑の引上げが含まれている。

○ 本議案による条例改正の経緯

阿見町条例において「懲役」又は「禁錮」という字句を使用する規定は、大きく分けて罰則規定と資格に関する規定の2つに類型される。いずれの類型も「懲役」又は「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改める必要がある。

(1) 罰則規定を設けている条例の改正

刑法に基づく科刑については、刑法に定める罪に応じたものに限定されているが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第3項の規定により、市町村の条例を定める際に、法令に特別の定めがあるもの以外で、条例に違反した者に対し2年以下の懲役又は禁錮等の刑を科することができる。

この定めに基づき、阿見町の条例においても、その条例の性質等に鑑み、個別に罰則規定を設けている。改正刑法の施行により、現在「懲役」又は「禁錮」を罰則として設けている条例に関し、「拘禁刑」に改める必要がある。

(2) 刑に処せられ、又は起訴されたことが欠格事由になることを定めた条例の改正

阿見町の条例においては、禁錮以上の刑に処せられ、又は禁錮以上の刑が定められた犯罪につき起訴されたことを欠格事由として、給与の支給や任用などの対象外とすることを定めた規定が存在する。改正刑法の施行により、禁錮は拘禁刑に吸収されるため、当該規定において使用される「禁錮」という字句を「拘禁刑」に改める必要がある。

【改正の主な内容】

(1) 整理条例による一括改正【第1条～第7条関係】

具体的な改正内容は、単なる字句の改正に過ぎないが、当該字句を使用する条例が複数存在し、かつ、改正理由が同一であるため、整理条例として一括改正を行う。

- ・ 阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(議会事務局)
- ・ 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例(総務課)
- ・ 阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- ・ 阿見町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課)
- ・ 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課)

- ・ 阿見町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例(防災危機管理課)
 - ・ 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(防災危機管理課)
- (2) 罰則の適用等に関する経過措置【第8条関係】
- ・ 第1項について、本条例の施行前にした行為の処罰については、懲役又は禁錮の刑に科すことを定めたもの。
 - ・ 第2項について、本条例による改正前に、条例が改廃された際に設けられた経過措置により適用することとされている規定(「なお効力を有する」、「なお従前の例による」といった規定で適用される規定)の包括的な読替規定を定めたもの。
- (3) 人の資格に関する経過措置【第9条関係】
- ・ 本条例の施行後にあつては、拘禁刑に処せられた者に加え、懲役、禁錮又は改正前の刑法における拘留(以下「旧拘留」という。)に処せられた者も資格制限の対象であるところ、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第443条第1項において、人の資格に関する法令の規定の適用について定められているため省略している。
 - ・ 本条例による改正前に、条例が改廃された際に設けられた経過措置により適用することとされている規定(「なお効力を有する」、「なお従前の例による」といった規定で適用される規定)の包括的な読替規定を定めたもの。
- (4) 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置【第10条関係】
- ・ 改正刑法及び本条例の施行前にあつて、禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとして取り扱うことを定めたもの。
- (5) 経過措置の規則への委任【第11条関係】
- ・ 技術的読替等規則で定めることが相当なものについて、規則に規定を置くことを定めたもの。

【改正に伴う事務等への影響】

罰則規定について、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものの、量刑の判断は裁判所が行うため、事務等への影響はない。

罰則規定以外の改正についても、字句の改正に留まり、裁判所の判決に従い処理を行うため、実態的な判断に影響を及ぼすものではなく、事務等への影響はない。